

浜松市教育委員会会議次第

令和4年5月25日(水)

14時00分

教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定(安田委員、田中委員)

4 会期の決定

5 議 事

(1) 議 案

【意見聴取案件】

第24号議案 ※非公開

第25号議案 ※非公開

第26号議案 ※非公開

第27号議案 ※非公開

(2) 報 告

ア 令和4年度浜松市奨学生(継続貸与者)の選考結果について (教育総務課)

イ 令和4年度浜松市放課後児童会登録児童数及び待機児童数について (教育総務課)

ウ 令和3年度「学校における働き方改革のための業務改善方針」取組状況について
(教育総務課)

エ 令和3年度「はままつ人づくり未来プラン 教育の情報化編」取組状況について
(教育総務課)

オ 令和3年度学校施設等の被害状況について (教育施設課、幼児教育・保育課)

カ 令和3年度教職員の体罰・不適切な言動に関する調査結果について (教職員課)

キ 令和5年度採用浜松市立小・中学校教員採用選考試験志願状況について (教職員課)

ク 令和3年度問題行動、不登校及びいじめの実態について (指導課)

ケ 令和3年度園児・児童・生徒の交通事故状況と不審者情報について
(健康安全課、幼児教育・保育課)

コ 令和3年度通学路整備要望等に関する対応状況について
(健康安全課、幼児教育・保育課)

サ 博物館資料(備品)の紛失について (文化財課)

シ 博物館の事業について (文化財課)

6 閉 会

令和4年度 浜松市奨学生（継続貸与者）の選考結果について

教育総務課

1 事業の概要

- ・ 経済的理由によって修学が困難な学生及び生徒に学資を貸与し、向学心の高揚及び教育の機会均等に寄与するとともに、優秀な人材の育成に資する。
- ・ 大学生等は月額 45,000 円、高校生等は月額 30,000 円を上限に貸与し、卒業後、貸与期間の 3 倍の年数で償還する。

2 選考までの経緯

(1) 書類提出

- ・ 現況届
- ・ 成績証明書

(2) 面談

- ・ 令和3年度採用の34人に対し、電話にて面談を実施。
(学校生活、単位の取得状況、今後の見込み など)

(3) 選考（浜松市奨学金貸与条例第6条第2項）

- ・ 令和4年4月26日（火）浜松市奨学生選考委員会
委員：宮崎正（教育長）、安田育代（教育委員）、鈴木重治（教育委員）
田中孝太郎（学校教育部長）

3 選考結果

- ・ 令和3年度採用者は、書類審査に加え電話による面談を実施。令和2年度以前採用者は、書類審査を実施し、76人の継続貸与を決定。

（単位：人）

採用年度	H30	R元	R2	R3	合計	昨年度	増減
対象者	2	14	26	34	76	79	△3

4 今後の取組

- ・ 令和5年度奨学生の募集（申請期間：令和4年7月～9月予定）

令和4年度 浜松市放課後児童会登録児童数及び待機児童数について

教育総務課

令和4年5月1日現在、行政区ごとの放課後児童会登録児童数及び待機児童数は、表1のとおりです。登録児童及び待機児童について学年別に集計したものが表2及び表3です。

待機児童数は、受入できなかった児童のうち、引き続き入会希望を継続している児童の数です。

表1 行政区ごとの登録児童数及び待機児童数（各年5月1日現在）（単位：人）

区	令和3年				令和4年				前年比			
	① 箇所数	②登録 児童数	③ 定員	④待機 児童数	① 箇所数	②登録 児童数	③ 定員	④待機 児童数	① 箇所数	②登録 児童数	③ 定員	④待機 児童数
中	42	1,899	1,937	109	46	1,993	2,088	73	4	94	151	△ 36
東	26	1,112	1,189	44	27	1,151	1,211	31	1	39	22	△ 13
西	19	916	986	13	20	935	1,026	15	1	19	40	2
南	17	695	834	85	19	781	904	51	2	86	70	△ 34
北	20	845	919	32	22	915	994	68	2	70	75	36
浜北	23	1,069	1,099	59	27	1,165	1,181	23	4	96	82	△ 36
天竜	4	126	129	1	4	131	129	0	0	5	0	△ 1
総計	151	6,662	7,093	343	165	7,071	7,533	261	14	409	440	△ 82

※定員割れしている児童会があり、区ごとに集計していることから、③>②でも待機児童が生じる。
※児童の利用状況等により、定員を超えて登録を行う場合がある。

表2 行政区ごとの学年別登録児童数（令和4年5月1日現在）（単位：人）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
中区	737	617	456	154	20	9	1,993
東区	431	366	238	89	19	8	1,151
西区	316	277	204	110	24	4	935
南区	311	261	156	47	6	0	781
北区	364	279	184	58	23	7	915
浜北区	361	313	271	142	57	21	1,165
天竜区	49	34	26	18	2	2	131
総計	2,569	2,147	1,535	618	151	51	7,071
	6,251			820			

表3 行政区ごとの学年別待機児童数（令和4年5月1日現在）（単位：人）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
中区	16	6	13	32	6	0	73
東区	10	6	5	6	2	2	31
西区	1	3	6	4	1	0	15
南区	2	15	25	8	1	0	51
北区	7	7	23	23	8	0	68
浜北区	3	0	1	12	4	3	23
天竜区	0	0	0	0	0	0	0
総計	39	37	73	85	22	5	261
	149			112			

令和3年度「学校における働き方改革のための業務改善方針」取組状況について

教育総務課

1 時間外在校等時間の削減

<R6年度までの目標> 原則月45時間以内 年360時間以内

時間外在校等時間 月45時間超の人数と割合(年度別・月別)

●小学校

(単位:人、%、Pt)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年360時間超	
R2	人数	485	219	1,583	1,362	32	1,394	1,549	1,090	861	709	1,163	946	1,763
	割合	19.9	9.0	65.1	56.1	1.3	57.6	64.1	45.2	35.8	29.5	48.4	39.4	70.7
R3	人数	1,646	1,217	1,569	816	5	1,158	1,251	1,095	585	594	900	599	1,731
	割合	67.7	50.2	64.8	33.8	0.2	48.0	52.0	45.7	24.4	24.8	37.5	25.0	69.6
R2	人数	1,161	998	▲14	▲546	▲27	▲236	▲298	5	▲276	▲115	▲263	▲347	▲32
比	割合	47.8	41.2	▲0.3	▲22.3	▲1.10	▲9.60	▲12.1	0.5	▲11.4	▲4.7	▲10.9	▲14.4	▲1.1

●中学校

(単位:人、%、Pt)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年360時間超	
R2	人数	228	89	1,104	1,084	378	1,069	1,129	989	860	850	916	822	1,186
	割合	15.3	6.0	74.0	72.7	25.3	71.6	75.4	66.6	58.1	57.2	61.6	55.6	77.8
R3	人数	1,157	1,050	1,161	923	26	1,009	1,052	1,016	799	715	719	670	1,192
	割合	75.9	69.0	76.4	60.9	1.7	66.5	69.3	67.1	52.9	47.3	47.5	44.5	77.3
R2	人数	929	961	▲1,103	▲161	▲352	▲60	▲77	27	▲61	▲135	▲197	▲152	6
比	割合	60.6	63.0	2.4	▲11.8	▲23.6	▲5.1	▲6.1	0.5	▲5.2	▲9.9	▲14.1	▲11.1	▲0.5

2 心身の健康の維持(教職員へのストレスチェック)

<令和6年度までの目標> 受検率100%・総合健康リスク80未満・高ストレス者5.0%未満

項目・年度	H30	R1	R2	R3	R2比
受検率	87.6%	91.4%	95.2%	95.9%	0.7Pt
総合健康リスク	85	81	78	79	1
高ストレス者※	6.2%	6.0%	5.0%	5.9%	0.9Pt

※総合健康リスク100以上の者

3 タイムマネジメントを意識した働き方の実施

<令和6年度までの目標>

教職員への意識調査 「時間の使い方を意識した働き方に努めている」肯定的な回答 100%

校種・年度	H30	R1	R2	R3	R2比
小学校	81.3%	79.6%	87.6%	87.8%	0.2Pt
中学校	72.4%	74.0%	84.3%	83.1%	▲1.2Pt
全体	78.6%	78.3%	86.3%	86.0%	▲0.3Pt

令和3年度「学校における働き方改革のための業務改善方針」取組状況

方針	取組名	取組内容	R3成果	実績値					担当課		
				内容	単位	H30	R1	R2		R3	
1 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進	(1) 勤務時間の客観的把握	① 学校管理運営システム(ミライム)を活用した出退勤時間管理	・学校管理運営システム(ミライム)により教職員の勤務実態を客観的に把握し、本方針の検証や取組の改善に活かします。	・市立小中学校において、学校管理運営システムを活用した出退勤管理を実施 ・毎月各校教職員の時間外在校等時間の集計を行い、勤務実態に応じた情報提供及び指導を実施	学校における勤務時間管理	回	検討	試行	実施	継続	教職員課
					勤務時間管理に基づく情報提供及び指導	回	検討	試行	実施	継続	
	(2) 適正な勤務時間設定と勤務環境の改善	① 「学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」規定	・「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正等を踏まえ、条例、教育委員会規則等で本市の教職員における在校等時間の上限を定めます。	・法改正を踏まえ、時間外在校等時間を原則月45時間、年間360時間以内とする制度を施行(小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例、同条例施行規則) ・小中学校への周知及び時間外在校等時間の縮減の取組みを指導	条例規則改正・施行	回	-	改正実施	制度施行	継続	教職員課
		② 一年単位の変形労働時間制の整備	・教職員の在校等時間の実態を把握し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した一年単位の変形労働時間制の制度設計と効果的な運用方法等について検討を行います。	・法改正を踏まえ、改正条例規則を施行	条例規則改正・施行	回	-	-	改正実施	制度施行	教職員課
		③ 勤務時間を意識した登下校、部活動等の時間設定	・登下校時刻、部活動、諸会議等、勤務時間を意識した時間設定を各学校に周知します。	-	-	-	-	-	-	-	教育総務課
		④ 浜松市立中学校部活動運営方針の運用	・「浜松市立中学校部活動運営方針」の適切な運用に関する指導や検証を行い、部活動の質的向上を目指します。	・「浜松市立中学校部活動運営方針」及び「部活動指導員」、「中学校地域クラブ」に関する調査の実施 ・部活動運営方針検証委員会における検証 ・保護者や地域が主体となる「中学校地域クラブ」設置の推進	検証委員会の開催 中学校地域クラブ登録数	回 団体	- -	2 91	2 122	- 123	指導課
		⑤ はままつ式30人学級編制の実施	・教員が児童一人一人にしっかりと向き合える環境を整えるため、「はままつ式30人学級編制」の対象学年を小学校3年生まで拡充して実施します。	・該当の学校(小1:12校、小2:10校、小3:11校)に必要な人員を配置し、30人学級編制又は少人数指導を実施	30人学級対応講師の必要な小学校への配置率	%	100	100	100	100	教職員課
		⑥ 小学校における教科担任制についての検証	・教員の専門性を生かした指導により教育の質の向上を図るとともに、担任教員の負担軽減を図る「教科担任制」の導入に向けた検証を進めます。	・小学校1校を教育研究校に指定し、「小学校高学年における教科担任制」について研究を実施(芳川北小:R2~R3) ・「浜松市高学年教科担任制ハンドブック」の作成	教科担任制導入 専科指導加配	回 校	- 15	検討 25	検討 36	検討 40	指導課 教職員課
		⑦ 長期休業期間における学校閉庁日の実施	・家庭や地域に対し、学校閉庁日の設定について理解と協力を求め、学校閉庁日の実施を推進します。	・学校閉庁日への理解と協力を求める文書を学校を通じて保護者、地域への周知 ・学校閉庁日の実施(年間平均5.86日)	実施校 実施日数(平均)	% 日	100 4.16	100 4.42	85.6 4.89	95 5.86	教育総務課
		⑨ 勤務時間外の電話に対する自動音声応答の実施	・自動音声対応機器の保守や保護者からの緊急連絡への対応等、円滑な運用を図ります。	・自動音声対応による、業務時間外の電話対応業務の削減	自動音声対応実施率	%	-	82.3	92.2	95.0	教育総務課 教育施設課
⑩ 事務機器の高機能化	・事務機器の更新時期に合わせて、学校規模等の状況を考慮しながら、プリンター等高機能機器の導入を検討し、事務の効率化を図ります。	・リース期間満了更新を踏まえた事務機器の高機能化 ・カラープリンタからカラー複合機(コピー・プリンター・スキャナー)へ移行	カラー複合機への見直し	台	-	29	8	36	教育施設課		

方針	取組名	取組内容	R3成果	実績値					担当課			
				内容	単位	H30	R1	R2		R3		
1 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進	(2) 適正な勤務時間設定と勤務環境の改善	⑪ 災害時・緊急時等における情報発信手段の効率化	・ 災害時(停電時)や緊急時において、正しい情報を迅速かつ確実に保護者へ発信するため、クラウド型メール配信システムを導入します。	・ 浜松市版操作マニュアルの一部修正 ・ さくら連絡網の運用に関するガイドラインの施行(R3.4月施行) ・ 大規模災害を想定し、情報伝達訓練の回答方法をアンケート機能で実施	アプリ等登録率	%	-	-	96.7	98.7	健康安全課	
			・ 学校ホームページの充実を図るため、より効率的・効果的に更新・発信できるコンテンツ・マネジメント・システム(CMS)を導入します。	・ 導入に向けた検討(令和4年度検討)	浜松市版操作マニュアル・説明動画	-	-	作成 配信	一部 修正	ガイドライン作成		作成 施行
		⑫ 欠席連絡対応システムの整備	・ 欠席連絡に係る対応の効率化を図るため、欠席連絡対応システム導入に向けた調査・研究を行います。	・ 取組1-(2)-⑪参照	各学校の活用事例集の作成	-	-	検討	検討			
			⑬ 研修の精査・精選、遠隔システムを活用した研修の導入	・ 研修の精査・精選を行うとともに、学校閉庁日の設定等を意識した研修日程を設定します。	・ 新型コロナウイルス感染症対策や教職員の負担軽減を図る、オンライン・オンデマンド研修の導入 ・ 学校閉庁日を意識した研修計画の策定	オンライン・オンデマンド研修	回	-	-	28		136
	・ 研修参加に伴う距離的負担の軽減を図るため、遠隔システムを活用した研修について検討し、導入を目指します。	・ 研究報告の形式について選択制を実施(発表会or報告会)		研究事業の精査・見直し	-	実施	実施	実施	指導課			
	(3) 労働安全衛生管理の徹底	⑭ 教育委員会指定の研究事業についての精査・見直し	・ 教育委員会指定の研究事業について、研究テーマの精選や報告書の簡素化、成果発表の在り方等について見直しを行います。	・ 研究報告の形式について選択制を実施(発表会or報告会)	研究事業の精査・見直し	-	実施	実施	実施	指導課		
			① 安全衛生管理の徹底	・ 教職員を対象とした健康診断、ストレスチェックを実施し、心身の健康の保持増進を図ります。	・ メンタル不調者の早期発見に向けたストレスチェックの受検率向上 前年度比約1pt増	ストレスチェック受検率(小中学校)	%	87.6	91.4	95.2	95.9	教職員課
	(1) 学校業務の役割分担・適正化	① 業務の役割分担についての明確化・適正化		・ これまで学校・教職員が担ってきた業務、担っている業務について総合的に検証を行い、学校が担うべき業務の明確化・適正化を図るとともに、年齢、職階、職種等に応じた新たな取組や支援について検討します。	・ 各課で検討	-	-	-	-	-	各課	
			② 家庭や地域との連携・協働の推進	・ 学校・家庭・地域が一体となってより良い教育を実現する仕組みである、コミュニティ・スクールの導入を支援します。	・ 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置促進及び支援 ・ 設置校における「学校運営の基本方針の承認」、「学校関係者評価」、「学校運営協議会自己評価」の実施	コミュニティ・スクール導入校数	校	0	24	51	76	教育総務課
			③ 調査依頼業務の見直しと提出文書の簡素化	・ 教育委員会から学校に対して行う各種調査・照会について、調査項目を精選するとともに、学校の負担軽減に配慮した回答期限、提出方法等の見直しを図ります。	・ 教育委員会から学校への調査・依頼事項等について、学校の負担軽減に配慮した見直しno実施	負担軽減に配慮した見直し	件	-	-	24	42	各課
			④ 出展依頼、家庭向けの配布物の精選と審査業務参加の見直し	・ 市役所各課や外郭団体等へ学校への依頼事項の見直しについて周知し、配布方法等の軽減に向けた調整を図ります。 ・ 各種コンクール等の審査業務について、退職教員に協力を依頼し、現役教職員の負担軽減を図ります。	・ 庁内各課や外郭団体等へ学校への依頼事項の見直しを周知 ・ 学校の負担軽減を踏まえた配布方法等の調整 ・ さくら連絡網を活用し、フラワーパーク招待券を電子媒体で各家庭へ配付	負担軽減に配慮した見直し	-	-	試行	実施	教育総務課	

方針	取組名	取組内容	R3成果	実績値					担当課		
				内容	単位	H30	R1	R2		R3	
2 学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化	(1) 学校業務の役割分担・適正化	⑤ 各種事務の運営方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設利用に係る手続きや使用料の徴収方法等を見直し、学校の負担に考慮した新たな運営方法を導入します。 青少年健全育成会に関する事務の簡素化を目指し、検証や見直しを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設利用に係る施設予約システムの導入を視野に入れた、手続き・使用料の徴収方法等に係る検討 青少年健全育成会の事務局(学校職員)が出席する会合の削減 事務局が作成する委託契約書類のフォーマット化 	施設予約システムの導入	-	-	検討	実証	スポーツ振興課 教育施設課 教育総務課	
					キャッシュレス決済の導入	-	-	検討	実証		
					事務の簡素化	-	-	実施	実施	青少年育成センター	
		⑥ 「はままつ型学校事務」による学校事務の効率化・適正化	<ul style="list-style-type: none"> 「はままつ型学校事務」の充実・発展により、学校事務の円滑な集中処理、共同処理を推進し、学校事務の効率化・適正化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校事務センター所長会議やエリアマネージャー会議の定期的な開催(各部会の現状、課題、取組み等を情報交換) はままつ型学校事務における2つの組織(学校事務センターと学校事務エリアマネジメント)の強化、部会間の組織的取組みの平準化 	学校事務センター所長会議	回	3	3	3	3	教職員課
					エリアマネージャー会議	回	-	-	3	2	
		⑦ 学校事務職員の業務の明確化と学校運営への参画	<ul style="list-style-type: none"> 学校事務職員の標準的な職務を明確にし、管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担のもと、主体的・積極的な学校運営への参画を促し、学校の組織力の強化を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> 部会単位での学校事務連絡会の開催(8部会×3回) 事務職員としての職務、教員と協働して処理する業務、学校運営への参画状況、業務改善等、各学校の取り組みの情報交換 	部会単位の学校事務連絡会	回	-	-	16	24	教職員課
		⑧ 学校給食費の公会計化と学校徴収金の徴収管理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 国のガイドラインや本市の実情を踏まえ、学校給食費の公会計化移行に向けた調整を進めます。また学校徴収金の徴収管理についても、給食費の公会計化と併せて、システム化を検討します。 金融機関と連携し、学校徴収金に係る事務負担軽減策を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食費の公会計化に向けた、校長会代表、保護者代表への説明及び意見聴取 食材調達や口座振替等に係る準備調整の実施 徴収管理に必要な条例の制定、徴収システム構築の基本方針の策定 浜松市学校徴収金マニュアルの作成 学校徴収金期別業務計画の作成 	公会計化の導入	-	検討	検討	検討	健康安全課 教育総務課	
		⑨ 保護者・地域・関係機関と連携した登下校の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 「浜松市通学路交通安全対策連絡会」において関係機関との連携強化と安全対策整備の推進を図るとともに、地域ぐるみの学校安全体制整備を推進し、登下校の安全を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・園から提出された通学路整備要望への対応(120件の要望のうち75件はR3年度内に環境整備を実施) スクールガード・リーダーの委嘱(18人)による年間を通じた巡視活動や指導の実施 	対応件数	件	79	85	90	75	健康安全課
					スクールガード・リーダー	人	19	18	18	18	
⑩ はままつづくりネットワークセンターの充実	<ul style="list-style-type: none"> 学校のニーズを把握して講座内容の充実を図るとともに、授業等に利用しやすい仕組みを構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業等に活用できる講座や地域人材等の情報をウェブサイトで発信(「はままつづくりネットワークセンター」における登録講座の紹介) CS担当教職員や学校支援コーディネーターへの周知による利用促進 	はままつづくりネットワークセンターの登録講座数	件	171	173	178	213	教育総務課		
			保護者や地域の人材を活用した授業を実施した教員の割合	%	-	86	80	76			
(2) 学校単位での見直し	③ 新たな計画策定時における既存計画の活用	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会が学校に対して新たな計画の策定を求める場合、既存の計画への整理・合理化等、見直しの範囲内で対応することを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校に計画策定を依頼する際、負担軽減となるよう配慮(様式に具体例を記載、ひな型と内容の一部を例示、様式の簡素化など) 	負担軽減の配慮	-	-	実施	実施	各課		

方針	取組名	取組内容	R3成果	実績値					担当課		
				内容	単位	H30	R1	R2		R3	
2 学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化	(3) 学校を支える専門スタッフの配置	① 校務アシスタントの配置	<ul style="list-style-type: none"> 校務アシスタントを全小中学校に配置 CSディレクターと職種を統合することにより、限られた時間の中で、実態に即した効率的な業務を実施 新型コロナ対応のため緊急スクール・サポーターを配置(55校) 	配置数(小)	人	47	96	96	96	教職員課	
			配置数(中)	人	26	48	48	48			
			配置数(高)	人	-	-	3	3	市立高校		
		② 各種支援員等の配置	<ul style="list-style-type: none"> 多様な専門性を持つ人材により、きめ細やかな指導・支援の充実を図ります。 ◆理科支援員 ◆外国人児童生徒就学支援員、外国人児童生徒就学サポーター、外国人児童生徒教科指導員 ◆各種支援員・補助員(学習支援員、図書館補助員、複式学級支援員、養護教諭補助員、生徒指導支援員) ◆ICT支援員 	<ul style="list-style-type: none"> 学校の必要性に応じた各種支援員等の配置 言語面での支援として、外国人児童生徒及び保護者への言語面の支援 バイリンガル支援者がいない場合でも指導ができるように初期適応動画を作成 	図書館補助員(小中)	人	144	144	144	144	教職員課
			学習支援員(小)	人	99	85	85	85			
			複式学級支援員(小)	人	12	10	8	8			
			養護教諭補助員(中)	人	11	13	13	13			
			生徒指導支援員(小中)	人	3	2	4	4			
			理科支援員(小)	人	96	96	96	96	指導課		
			就学支援員(小中)	人	14	14	14	14	教育総合支援センター		
			就学サポーター(小中)	人	36	39	37	35			
			教科指導員(小中)	人	41	45	37	34			
			ICT支援員の全校配置(R3~R5、各小中学校へ年35回の訪問)		ICT支援員(小中)	校	-	-	試行訪問	146	教育施設課
			高等学校部活動(運動部・文化部)における、単独指導・単独引率できる部活動指導員の配置		部活動指導員(高)	人	-	-	-	1	市立高校
		③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置	<ul style="list-style-type: none"> 複雑化・多様化する課題を抱える子供や保護者への切れ目ない支援を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣します。 	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーの配置拡充 不登校状態の改善や保護者の心の安定への支援、医療機関への橋渡しを実施 	スクールカウンセラー	人	50	51	55	55	教育総合支援センター
		<ul style="list-style-type: none"> スクールソーシャルワーカーの配置拡充 家庭や地域の連携、関係機関や専門家との協働体制を強化 	スクールソーシャルワーカー	人	13	13	15	16	指導課		
④ 部活動指導員の配置	<ul style="list-style-type: none"> 中学校の部活動について質的向上と顧問教員の負担軽減を図るため、部活動指導員を配置します。 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校部活動(運動部・文化部)における、単独指導・単独引率できる部活動指導員の配置 	部活動指導員	人	21	37	43	44	指導課		
⑤ 法的相談に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 学校に対する過剰な要求等の課題解決に向け、庁内弁護士等を活用した法的相談を実施するとともに、本市の相談事例の共有を図ります。 法的根拠に基づいた対応等について、訴訟実務等の経験を踏まえた弁護士による研修を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校への過剰な要求や対外的トラブル等に対して、庁内弁護士による法的相談活用の周知 庁内弁護士による法的相談の実施 	法律相談実施件数	件	-	4	4	4	教育総務課		
			事例集作成		-	-	検討	作成			
		<ul style="list-style-type: none"> 弁護士を講師とした生徒指導研修の実施 	研修参加人数	人	-	-	207	147	指導課 教育センター		

方針	取組名	取組内容	R3成果	実績値					担当課		
				内容	単位	H30	R1	R2		R3	
3 学校の組織運営体制の在り方	(1) 意識啓発と研修の実施	① 学校における働き方改革に関する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 管理職を対象として組織管理や時間管理等に関する研修を実施します。 教職員全体の意識改革とマネジメント力の向上を図るため、「タイムマネジメント」「組織マネジメント」「カリキュラム・マネジメント」に関する研修を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校における働き方改革に関する研修の実施(初任者研修、3年目研修、中堅教諭等資質向上研修、学校運営研修) 	働き方改革に関する研修参加人数	人	1,028	1,452	821	988	教育センター
		② 学校組織マネジメントの確立に向けた管理職に求められる能力の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な学校組織マネジメントの確立に向け、管理職に求められる能力を「浜松市校長育成指標」等において明確化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 校長育成指標や教員育成指標を踏まえた、管理職に必要な資質・能力の向上を図る研修の実施(学校管理職マネジメント研修、発達支援教育、人権教育等) 	育成指標の活用		実施	実施	実施	実施	教育センター
		③ 業務改善事例の収集・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 市内の学校や他都市の先進的な業務改善事例を収集、紹介することにより、業務改善を啓発します。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校における働き方改革に関する全国の先進的な好事例をまとめた事例集(文科省作成)のミライムキャビネットへ掲載 	業務改善事例の周知		実施	実施	実施	実施	教育総務課
仕組4 組実 な学 校確 施に おた けフ オの 働 き方 改 革の ア ッ プ	(1) 学校における働き方改革の普及啓発	① 家庭・地域への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 学校における働き方改革の趣旨等を家庭や地域へ周知し、理解と協力を得ながら取組を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間外における自動応答メッセージによる電話対応、学校閉庁日、学校行事の効率的な運営への理解と協力を求める文書を保護者へ配付及び地域へ回覧 	保護者・地域への周知		実施	実施	実施	実施	教育総務課
		① 学校における働き方改革に関する各取組の進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> 各取組の進捗管理を毎年度行うとともに、教職員の勤務実態や、国の指針等を踏まえ、取組を見直す等、継続的な業務改善を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> はままつ人づくり未来プラン推進委員会及び推進部会による進捗管理 R3取組状況調査の実施及び結果のとりまとめ 	取組状況調査	-	-	実施	実施	教育総務課	
	(2) 学校における働き方改革に関する各取組の進捗管理	② 関連予算の確保	<ul style="list-style-type: none"> 学校における働き方改革に関する各取組について必要な予算確保に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 各課で関連予算を確保 	関連予算の計上		実施	実施	実施	実施	各課

令和3年度「はままつ人づくり未来プラン 教育の情報化編」取組状況について

教育総務課

1 情報活用能力の育成

- 自分の考えや思いをパソコンを使った資料や新聞にまとめ発表することができる子供の割合

推進目標 R6 年度 70%

校種・年度	R 2	R 3	前年度比
小学校	66.1%	73.7%	7.6Pt
中学校	71.8%	76.8%	5.0Pt
全体	68.9%	75.3%	6.4Pt

- インターネットやゲームをするときのルールやマナーを守ることができる子供の割合

推進目標 R6 年度 100%

校種・年度	R 2	R 3	前年度比
小学校	89.2%	91.0%	1.8Pt
中学校	96.2%	98.0%	1.8Pt
全体	92.7%	94.5%	1.8Pt

- 「浜松市情報活用能力育成目標」に基づいて子供への指導を行っている教員の割合

推進目標 R6 年度 100%

校種・年度	R 3
小学校	74.8%
中学校	62.5%
全体	70.3%

- 授業においてICT支援員を活用している教員の割合

推進目標 R6 年度 100%

校種・年度	R 3
小学校	70.2%
中学校	42.6%
全体	60.0%

2 教員に求められるICT活用指導力の向上

- 教科指導において単元の中で計画的にICTを活用している教員の割合

推進目標 R6 年度 100%

校種・年度	R 3
小学校	80.0%
中学校	52.2%
全体	69.7%

- 「授業にICTを活用して指導する能力※」の調査項目に肯定的な回答をした教員の割合

推進目標 R6 年度 80%

校種・年度	R 1	R 2	前年度比
小学校	70.4%	68.3%	▲2.1 Pt
中学校	62.3%	60.6%	1.7 Pt
全体	67.3%	65.4%	▲1.9 Pt

※文科省「令和2年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

3 学校のICT環境整備

- 児童生徒へのタブレット型端末1人1台整備

推進目標 R4 年度 100%

R 3 年度に達成

- インターネットアクセス回線(1 Gbps 程度)の整備

推進目標 R2 年度 100%

R 2 年度に達成



4 教育情報セキュリティの確保

- 情報漏洩等の教育情報セキュリティ事故

推進目標 各年度 0件

R 3 年度 0件



令和3年度「はままつ人づくり未来プラン 教育の情報化編」取組状況

方針	取組名	取組内容	R3成果	実績値					担当課	
				内容	単位	H30	R1	R2		R3
1 情報活用能力の育成	1-1 情報活用能力の育成に向けた体系的な指導の推進	・ 教員に求められるICT活用指導力向上のための指導及び研修の実施	・ 令和6年度までのロードマップ提示、全体計画・年間指導計画の例示	情報教育全体計画・年間指導計画の例示	回	-	-	1	1	教育施設課 ICT教育推進担当
			・ プログラミング教育研修、情報教育研修、G-Suite研修の実施	情報教育に関する研修	回	5	5	6	13	教育センター
	1-2 情報モラル教育の推進	・ 研修会を利用した、情報モラルに関する教員への指導 ・ 情報モラル教育やプログラミング教育、授業におけるICT活用等に係る教員研修及び校内研修支援 ・ 児童・保護者を対象とした講座の実施、インターネット・SNS利用に伴うトラブル予防の啓発	・ 浜松市情報モラル指導カリキュラム、SNSノートはままつ、情報モラルスライドの作成 ・ 保護者向け情報モラルリーフレットの作成 ・ 各種研修会において情報モラル教育の必要性を啓発(生徒指導研修会・いじめ対策コーディネーター研修) ・ 違法教室において児童生徒へ情報モラルを啓発	保護者向け情報モラルリーフレット		作成 配付	作成 配付	作成 配付	作成 配付	教育施設課 ICT教育推進担当 指導課
			各種研修会での啓発	回	4	4	4	4		
			違法教室における児童生徒への啓発	校	17	17	21	22		
			児童生徒が陥りやすいコミュニケーションツールのトラブルの事例を参考に情報モラル指導方法についての研修を実施	情報モラル研修	回	1	-	0	1	
	2-1 各教科等におけるICTを活用した教育の充実	・ プログラミング教育や授業におけるICT活用に関する指導 ・ 情報教育実践事例等の情報発信	・ 教員用ポータルサイトでの活用事例、各種資料、動画の紹介 ・ 各種研修会等での各教科におけるICT活用方法の例示 ・ ICT活用事例を掲載した「はままつの教育」の発行	各種研修会等での指導	回	-	-	3	3	教育施設課 ICT教育推進担当 指導課
			活用事例等の情報発信	回	-	-	2	160		
			「はままつの教育」への活用事例掲載	数	-	1	4	1		
	2-2 不登校児童生徒への支援	・ 校内・校外適応指導教室へのICT通信環境整備	・ 校外適応指導教室9教室へのルーター取付(12台) ・ 通信環境のない校内適応指導教室への通信環境整備	校外適応指導教室への通信環境整備(ルーター)	台	-	-	検討	12	教育施設課 ICT教育推進担当
校内適応指導教室への通信環境整備			室	-	-	検討	30	教育総合支援センター		
2-3 障害のある児童生徒への支援	・ 学習の困難さに応じた有効なデジタル教材の検討	・ 教材読み上げソフト(デジジー)の活用促進 ・ 通級指導教室を設置している小学校13校への多層指導モデルMIMデジタル版の整備及び活用検証	教材読み上げソフトが使用可能な学校	校	-	-	142	142	指導課	
		デジタル版MIMの導入		-	-	検討	13	教育総合支援センター		

方針	取組名	取組内容	R3成果	実績値					担当課			
				内容	単位	H30	R1	R2		R3		
2	2-4 外国人児童生徒への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 双方型AI翻訳機を活用した初期適応指導や教科指導の実施 ・ 動画配信による日本語初期適応指導など、指導機会の充実 ・ 遠隔教育による、個々の状況に応じた学習支援機会の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 希望する学校への双方型AI翻訳機の配備 ・ 双方型AI翻訳機を活用した文書の作成、日本語の話せない児童・保護者と教員との対話支援 ・ 指導動画を活用した外国人児童生徒指導担当研修会の実施 ・ 教科指導員の取り出し指導でのタブレット活用(映像や画像等の提示による理解促進) 	双方型AI翻訳機配備台数	台	-	-	-	94	教育総合支援センター		
		2-5 遠隔教育による学びの充実と学習機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔システムを活用した交流学习や合同授業実施への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GoogleMeetを活用した遠隔合同授業への支援(奥山小・金指小) 	遠隔合同授業実施回数	回	-	7	9	2	教育施設課 ICT教育推進担当	
	2-6 オンラインシステムを活用した学びの充実と学びの保障	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラウド型学習プラットフォームを活用した授業支援 ・ クラウド型学習プラットフォームを活用した家庭学習支援 ・ 緊急時における学習動画配信など、学びの保障への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員用ポータルサイトでのGoogleClassroomやミライシードの活用事例紹介 ・ GoogleClassroomやミライシードを活用した授業の全校実施(146校) ・ 緊急時における学習者用タブレット型端末ルール作成 ・ 緊急時における学習者用タブレット持ち帰り訓練の実施(132校) 	GoogleClassroomやミライシードを活用した授業の実施	校	-	-	-	146	教育施設課 ICT教育推進担当 指導課		
		2-7 ソフトウェア・教材等の検討・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習活動に有効なソフトウェア・デジタル教材の検討・見直し ・ 国の動向を踏まえたデジタル教科書の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラウド型ソフトウェアの運用(ベネッセコーポレーション「ミライシード」) ・ プログラミング教材の選定(MESH)・配置(小学校) ・ 学習者用デジタル教科書実証事業校による検証 	プログラミング教材配置 学習者用デジタル教科書実証事業校の設定	校	-	-	97	97	63	73
3	3-1 「教育の情報化推進リーダー」の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校全校を対象とした「教育の情報化推進リーダー研修」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT活用を推進するポイントを理解する研修実施 	教育の情報化推進リーダー研修	回	-	-	0	5	教育センター		
		3-2 情報活用能力育成に係る研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会等を利用した、情報モラルに関する教員への指導(再掲) ・ 情報モラル教育やプログラミング教育、授業におけるICT活用等に係る教員研修及び校内研修支援(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組1-2参照 	-	-	-	-	-	教育施設課 ICT教育推進担当 指導課 教育センター		
	3-3 ICT支援員によるサポート体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校へのICT支援員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT支援員の全校配置(R3~R5、各小中学校へ年35回の訪問) 	ICT支援員(小中学校)	校	-	-	試行訪問	146	教育施設課 ICT教育推進担当		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT支援員の効果的な活用に関する指導・研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT支援員による授業支援、遠隔授業支援、プログラミング授業支援、活用事例の紹介、活用方法の提案 	ICT支援員の1校当たりの訪問回数	回	-	-	-	35	教育施設課 ICT教育推進担当		
3-4 ICT活用を推進する人材の採用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員採用時において、ICT活用の基礎的な能力を身に付けた人材確保に向けた周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員採用試験におけるICT関連資格を持つ受験者への加点措置の導入 ・ 教員採用時におけるICT活用の基礎的な能力を身につけた人材確保に向けた周知 	採用選考基準へのICT加点の追加	-	-	検討	実施	教育職員課				
4	4-1 学校におけるICT環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習者用タブレットPC1人1台整備 ・ 大型提示装置(大型テレビ)のプロジェクト等への更新 ・ タブレットPC1人1台に対応した通信環境の整備 ・ 必要となるICT環境(機器・教材)の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習者用タブレット型端末17,500台を追加整備(児童生徒1人1台の整備完了) ・ 学習者用タブレット型端末用タッチペン、充電保管庫の整備 	学習者用タブレット型端末の整備率 インターネット接続回線の整備率	%	-	-	70	100	100	100	教育施設課 ICT教育推進担当
		4-2 教育情報セキュリティの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「浜松市教育情報セキュリティ対策基準」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「浜松市教育情報セキュリティ対策基準」施行 	「浜松市教育情報セキュリティ対策基準」の策定	-	-	策定	施行	教育施設課 ICT教育推進担当		

方針	取組名	取組内容	R3成果	実績値					担当課	
				内容	単位	H30	R1	R2		R3
5 校務の 情報化の 推進	5-1 学校用グループウェア(ミライム)の運用	・ 学校用グループウェアの維持・管理	・ 学校用グループウェアの保守・運用	学校用グループウェアの保守		保守運用	保守運用	保守運用	保守運用	教育施設課 ICT教育推進担当
	5-2 校務支援システムの運用	・ 校務支援システムの維持・管理	・ 校務支援システムの保守	校務支援システムの保守		保守	保守	保守	保守	教育施設課 ICT教育推進担当
	5-3 災害時・緊急時等における情報発信手段の効率化	・ クラウド型メール配信システムの導入・運用	・ 浜松市版操作マニュアルの一部修正 ・ さくら連絡網の運用に関するガイドラインの施行(R3.4月施行) ・ 大規模災害を想定し、情報伝達訓練の回答方法をアンケート機能で実施	アプリ等登録率	%	-	-	96.7	98.7	健康安全課
				浜松市版操作マニュアル・説明動画		-	-	作成配信	一部修正	
				ガイドライン作成		-	-	作成	施行	
	5-4 学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化	・ 教員、保護者等に対するアンケート調査のデジタル化	・ ミライムアンケートを活用した調査の実施 ・ 児童生徒及び保護者アンケートでのGoogleフォーム活用(はままつづくり未来プラン後期計画 R3実態把握調査)	アンケート調査のデジタル化	件	-	-	33	55	各課
		・ 欠席遅刻連絡のデジタル化 ・ 連絡手段のデジタル化推進に向けた学校への支援	※ 取組5-3参照	各学校の活用事例集の作成		-	-	検討	検討	健康安全課 教育総務課
	5-5 学校ホームページの充実	・ コンテンツマネジメントシステム(CMS)の導入	・ CMS導入に向けた検討(令和4年度導入予定)	CMS導入		-	-	検討	検討	教育施設課 ICT教育推進担当
			・ 校内ブログの作成方法についての研修を実施	学校HPに関する研修		-	-	-	実施	教育センター
	5-6 オンラインシステムを活用した研修等の実施	・ オンライン会議の積極的な活用	・ 教職員等を対象とした会議等におけるオンライン・オンデマンド実施	オンライン会議等開催実績	件	-	-	4	6	各課
・ 教職員研修の一部オンライン化 ・ 免許状更新講習(必修領域・選択領域)のオンデマンド化		・ 新型コロナウイルス感染症対策や教職員の負担軽減を図る、オンライン・オンデマンド研修の導入	オンライン・オンデマンド研修 免許状更新講習受講者人数	回 人	- 626	- 360	30 305	32 333	教育センター	

令和3年度 学校施設等の被害状況について

教育施設課
幼児教育・保育課

1 月別発生件数

月別、幼・小・中別発生件数

年度・月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	対前年度比
元	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	小学校	0	1	2	2	1	1	2	1	1	0	2	0	13	
	中学校	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	4	
	小中一貫校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	発生件数	0	1	3	2	2	1	2	1	2	1	2	0	17	
2	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	小学校	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0	1	2	9	
	中学校	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	
	小中一貫校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	発生件数	1	2	1	1	1	0	2	0	0	0	1	2	11	
3	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	小学校	2	2	2	1	4	2	0	1	1	0	0	0	15	
	中学校	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	
	小中一貫校	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	発生件数	2	3	2	1	5	2	0	1	1	1	0	0	18	

種別件数（重複あり）

年度	ガラス破損	器物破損	車両による破損	落書き	不法侵入	その他	合計
元	4	11	9	0	3	2	29
2	2	8	6	0	1	0	17
3	5	6	6	0	6	1	24

加害者の特定等

年度	判明	不明	合計	被害総額 (市による補修額)
元	10	7	17	約15万円
2	6	5	11	約36万円
3	8	10	18	約47万円

※金額は、判明分のみ

区別発生件数

年度	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	合計
元	4	7	1	2	1	0	2	17
2	4	3	1	2	1	0	0	11
3	7	4	1	1	2	0	3	18

2 傾向

- ・発生件数は、前年度と比較すると7件増加し、区別では中区、天竜区が増加した。（器物破損、ガラス破損）
- ・種別件数は、学校敷地フェンス等への「車両による破損」や、加害者不明の「ガラス破損」、防砂ネットの焼失や鍵穴埋め等の「器物破損」が大半を占めている。
- ・不法侵入6件を含め、加害者が特定できない案件が10件あり、昨年度より5件増加した。
⇒ 約47万円の補修費用が発生（被害が繰り返すことが懸念されたため、期間を限定し監視カメラを設置するなどの対策を講じた。）

3 今後の対応

- ・増加が顕著で、かつ市の負担（補修費用）が発生する「ガラス破損」等への対策については、引続き再発防止に向けて、監視カメラ設置等の対応を行う。
- ・被害のあった学校への注意喚起や看板の設置、開錠及び施錠時の施設巡回の厳格化など、更なる適切な施設管理により、被害の減少に取り組んでいく。

令和3年度 教職員の体罰・不適切な言動に関する調査結果について

教職員課

1 調査期間

(1) 第1次調査

- ① 期間 令和3年4月1日から令和3年11月30日まで
- ② 対象 令和3年11月2日付で、市立小・中・高等学校長に調査を依頼
- ③ 内容 保護者、児童生徒、教職員へのアンケートを実施

(2) 第2次調査

- ① 期間 令和3年12月1日から令和4年3月31日まで
- ② 対象 第1次調査以降、学校が把握した事案や児童生徒、保護者から訴えのあった事案を令和4年3月31日まで随時報告

2 体罰、不適切な言動の定義

(1) 体罰

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（18文科初第1019号）における「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」による。

(2) 不適切な言動

子供への優位性を背景に、適正な指導の範囲を超え、子供に対し著しく精神的な苦痛を与えるもの

- ① 子供の人格や人権への配慮を欠いた言動
- ② 高圧的・威圧的な指導
- ③ 発達段階への適切な配慮を欠いた言動
- ④ セクハラについては、児童生徒を不快にさせる性的な言動を行うこと

3 調査上の配慮事項

- (1) アンケートの回収、集計等に当たっては、情報の取扱に配慮しつつ第三者（運営協議会委員やPTA役員等）の参画を求め、正確に実態を把握するよう手だてを講じた。
- (2) アンケートは氏名欄を設けたが無記名でもよいこととした（所属学年・学級については記入）。

4 調査結果

(1) 報告件数

① 体罰

(件)

年度	小学校	中学校	高校	計	前年度との比較
H29	15	15	0	30	—
H30	19	29	0	48	18
R元	25	17	0	42	△6
R2	19	14	0	33	△9
R3	21	17	0	38	5

② 不適切な言動

(件)

年度	小学校	中学校	高校	計	前年度との比較
H29	20	16	0	36	—
H30	27	29	0	56	20
R元	35	30	0	65	9
R2	23	31	0	54	△11
R3	21	54	0	75	21

(2) 発生の場面

① 体罰

※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛

(件)

年度	授業中		放課後		休み時間		部活動		HR		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
H29	8	6	0	0	4	1	0	8	0	0	3	0	15	15
H30	12	11	1	1	2	2	0	10	0	2	4	3	19	29
R元	15	4	1	1	5	3	0	6	0	1	4	2	25	17
R2	13	4	0	1	4	0	0	3	0	3	2	3	19	14
R3	11	3	0	0	8	5	0	6	0	1	2	2	21	17

② 不適切な言動

※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛

(件)

年度	授業中		放課後		休み時間		部活動		HR		スマホ(SNS)		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
H29	13	4	0	3	1	0	0	6	0	0			6	3	20	16
H30	16	7	3	2	0	1	0	11	0	0			8	8	27	29
R元	21	12	0	0	2	2	0	8	0	1	0	0	12	7	35	30
R2	13	11	0	0	2	1	0	13	1	1	0	1	7	4	23	31
R3	11	21	1	3	3	4	0	17	1	2	0	0	5	7	21	54

(3) 発生の場所

① 体 罰 ※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛 (件)

年度	教室		職員室		運動場・ 体育館		教材室・ 生徒指導室		廊下・ 階段		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
H29	8	2	0	0	4	10	0	0	2	2	1	1	15	15
H30	13	14	0	0	2	8	0	0	3	1	1	6	19	29
R元	14	8	0	0	6	8	0	0	3	1	2	0	25	17
R2	10	6	0	0	1	6	0	0	7	2	1	0	19	14
R3	8	6	0	0	2	5	0	0	5	3	6	3	21	17

② 不適切な言動 ※高等学校においては、報告件数が0であったため割愛 (件)

年度	教室		職員室		運動場・ 体育館		教材室・ 生徒指導室		廊下・ 階段		その他		計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
H29	16	5	0	1	0	9	0	0	0	0	4	1	20	16
H30	18	14	0	1	1	9	0	0	0	0	8	5	27	29
R元	27	11	0	1	3	7	4	11	1	0	0	0	35	30
R2	22	19	0	0	1	10	0	0	0	1	0	1	23	31
R3	14	27	0	5	1	14	1	1	2	2	3	5	21	54

5 教職員の措置

(1) 体 罰 (人)

年度	懲戒			指導措置						計				
				訓 告			嚴重注意							
	小	中	高	小	中	高	小	中	高	小	中	高	全体	
H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	3	3
R元	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	2	2
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1

(2) 不適切な言動 (人)

年度	懲戒			指導措置						計				
				訓 告			嚴重注意							
	小	中	高	小	中	高	小	中	高	小	中	高	全体	
H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6 体罰、不適切な言動の根絶に向けたこれまでの取組

(1) 通知文の送付

- ①「体罰根絶に向けた取組の徹底について(通知)」(25 文科初第 574 号<平成 25 年 8 月 9 日>)
- ②「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」(18 文科初第 1019 号<平成 19 年 2 月 5 日>)
- ③「夏季休業期間中における学校施設等の管理及び教職員の服務について(通知)」(教職員課 令和 3 年 7 月 1 日)
- ④「倫理研修の実施について(通知)」(教職員課 令和 3 年 4 月 6 日)

※①②は体罰調査依頼通知に合わせ、毎年各校へ送付し周知している。

(2) 教職員課による学校訪問

校長面談や教頭面談を行い、各学校における取組状況や今後の方策について確認し、体罰・不適切言動の根絶について教職員への指導の徹底を依頼。また、体罰や不適切な言動が指摘された教諭等について、教職員課の担当が学校に出向いて授業参観等と指導を実施。

(3) 研修会等

- ① 校長会議における管理職への注意喚起(令和 3 年 7 月 8 日)
- ② 管理職を対象にした「アンガーマネジメント研修」を実施(令和 3 年 8 月 11 日)
- ③ 初任者研修や職務別研修等において、教職員の意識を高めるために教職員課の担当者が注意喚起を実施。

(4) 管理職による継続した指導

全教職員との面談及びコンプライアンスセルフチェックシートを活用した倫理研修を各校で実施。また、各校において、具体的事例を基に体罰等の防止について考える「ケースメソッド研修」を複数回実施。

7 令和 4 年度における体罰、不適切な言動の根絶に向けた取組(計画)

- (1) 体罰、不適切な言動の根絶に向けた通知文の送付。
- (2) 各校において、第 1 回目の倫理研修を 5 月末までに実施(コンプライアンスセルフチェックシートの活用)。
- (3) 管理職による教職員面談時に、体罰等不祥事根絶のための指導を実施。
- (4) 初任者研修や職務別研修等において、教職員課担当者による注意喚起の継続実施。
- (5) 夏季休業中に、管理職対象の「ストレスコントロールに関する研修」を実施。
- (6) 各校において、具体的事例を基に体罰等の防止について考える「ケースメソッド研修」を複数回実施。
- (7) 各校において、年間の振り返りとしての 2 回目の倫理研修を実施。

令和5年度採用（令和4年度実施）浜松市立小・中学校教員採用選考試験 志願状況について

教職員課 採用管理担当

志願状況

	小学校教員	中学校教員											発達支援教育推進教員			養護教諭	合計	昨年度からの増減			
		国	社	数	理	音	美	体	技	家	英	計	小	中	計						
単純出願数（第1希望者数）	274	26	44	32	28	20	8	98	2	7	28	293	10	5	15	54	636				
昨年度からの増減	17	△4	△8	1	5	3	2	18	△1	4	△10	10	△8	△1	△9	6	24				
区分別内訳	現住所	浜松市内	163	15	25	23	15	10	5	63	0	4	13	173	4	4	8	33	377	43	
		浜松市外（県内）	20	0	5	3	1	2	1	13	1	0	3	29	1	0	1	6	56	3	
		県外	東海三県	48	2	7	1	0	3	2	13	0	2	7	37	4	0	4	10	99	△8
			その他	43	9	7	5	12	5	0	9	1	1	5	54	1	1	2	5	104	△14
	年齢	20-24歳	185	18	28	18	18	15	6	56	2	4	21	186	7	1	8	30	409	36	
		25-29歳	53	4	12	8	8	0	1	33	0	1	4	71	0	2	2	18	144	△4	
		30-34歳	20	2	0	3	0	1	0	5	0	0	2	13	1	0	1	3	37	△2	
		35-39歳	7	1	1	0	2	2	0	4	0	1	0	11	0	0	0	1	19	0	
		40歳代	7	0	2	2	0	1	0	0	0	1	1	7	1	2	3	2	19	△4	
		50歳代	2	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	5	1	0	1	0	8	△2	
	職業等	学生	123	16	19	14	13	11	5	32	2	3	17	132	4	1	5	17	277	8	
		任期付教員	48	3	4	4	6	3	0	10	0	1	3	34	2	0	2	3	87	23	
		臨時的任用教員	81	6	16	10	7	5	2	48	0	3	8	105	2	3	5	21	212	△3	
		非常勤講師	2	1	2	1	0	0	0	2	0	0	0	6	0	0	0	9	17	10	
		他自治体現職教諭	10	0	0	0	1	0	0	5	0	0	0	6	2	0	2	1	19	△4	
		民間企業勤務	3	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	3	0	0	0	1	7	△5	
		その他	7	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	6	0	1	1	1	15	△7	

（再掲）

大学等推薦特別選考	37	7	3	2	3	0	1	3	19	1	0	1	57	18
障害に配慮した選考	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	△1
任期付のみ受験者	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【併願を含む志願総数】

単純出願数（第1希望者数）	274	26	44	32	28	20	8	98	2	7	28	293	10	5	15	54	636	24
小中併願 併願者数（第2希望者数）	22	3	9	5	4	2	0	4	0	0	5	32	29	6	35	54	48	△6
発達併願 併願者数（第2希望者数）	9	0	0	0	0	0	1	2	0	1	0	4	29	6	35	48	9	
志願総数（第1希望+第2希望）	305	29	53	37	32	22	9	104	2	8	33	329	39	11	50	54	738	27

令和3年度 問題行動、不登校及びいじめの実態について

指 導 課

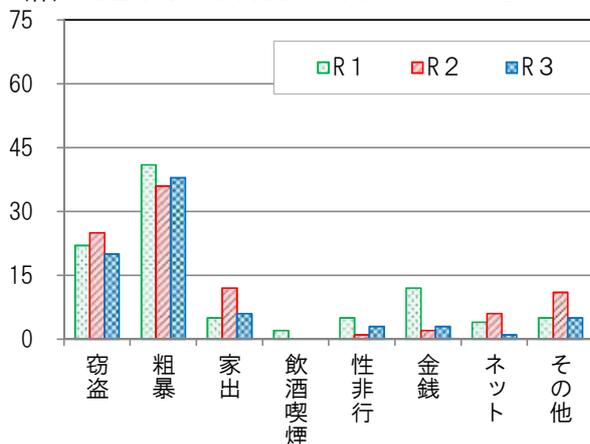
1 問題行動

問題行動の経年推移<表1>

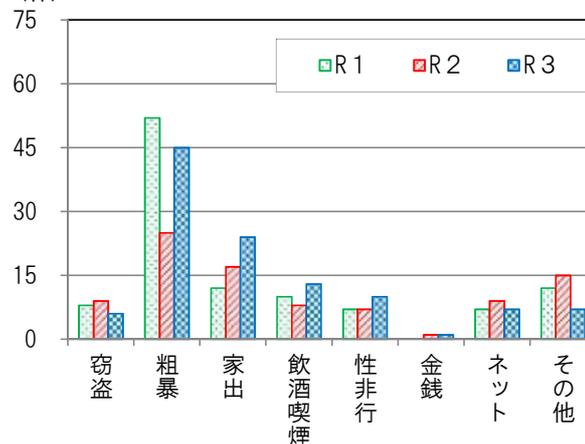
項目 校種	窃盗		粗暴		家出		飲酒喫煙		性非行		金銭		携帯の誹謗等 ネットのトラブル		その他		小計		合計 (件)
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	
R1	22	8	41	52	5	12	2	10	5	7	12	0	4	7	5	12	96	108	204
R2	25	9	36	25	12	17	0	8	1	7	2	1	6	9	11	15	93	91	184
R3	20	6	38	45	6	24	0	13	3	10	3	1	1	7	5	7	76	113	189

「その他」 ・不健全娯楽遊び ・建造物侵入 ・火遊び など

(件) 問題行動の経年推移【小学校】<グラフ1-①>



(件) 問題行動の経年推移【中学校】<グラフ1-②>



傾向

- ・発生件数において、小学校では大幅に減少し（前年度比18.3%減）、この3年間で20.8%減少している。 中学校では前年度比24.2%増加し、R1と同程度となった。
- ・小学校では生徒間暴力、器物損壊、対教師暴力等の「粗暴」が50.0%と最も大きい。
- ・中学校では昨年度減少した「粗暴」が再び増加しており、内容は生徒間暴力と授業放棄が多い。また、「家出」が増加しているが特に3年生の女子が多かった。

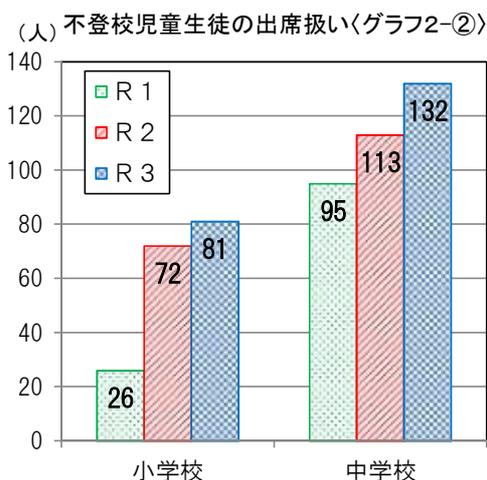
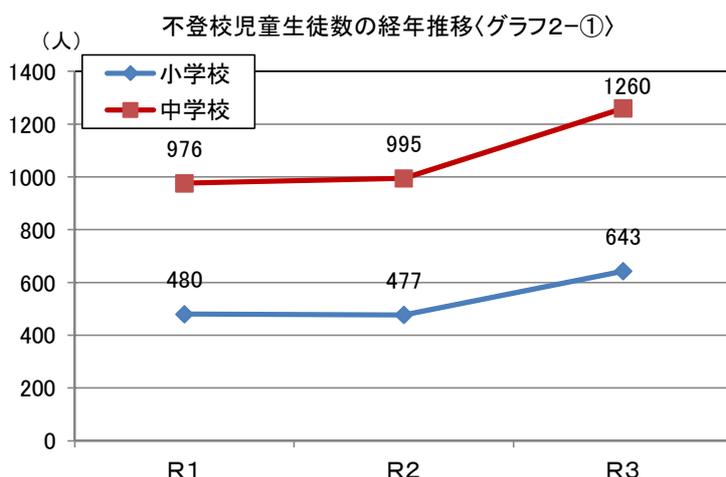
対応

- ・粗暴行為は、学校と家庭の協力だけではなく、早い段階から警察、福祉機関、医療機関等の専門機関との連携を図り、適切な支援に繋げていく。
- ・家出の対応については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携して子供の心の変化を見逃さないようにし、悩みや不安を把握して早期対応していく。また、虐待が疑われるケースもあるため、児童相談所との情報共有を図り家庭背景も理解しながら指導していく。
- ・教職員全体の生徒指導体制を構築するとともに、児童生徒の規範意識を高める教育活動を継続して行っていく。
- ・小、中学校における遵法教室（指導主事による訪問実施）を充実させ、触法行為等の問題行動の抑止に繋げる。
（実施回数 H29: 8回⇒H30: 20回⇒R1: 23回⇒R2: 44回⇒R3: 55回）
- ・ネットトラブルの防止に向けて、「SNSノートはままつ」等を活用し、各校の指導に生かしていく。

2 不登校

不登校児童生徒の状況<表2>

項目 校種	不登校児童生徒数 [全欠] (人)		不登校児童生徒出現率 (%)		継続不登校児童生徒 (人) (%)		新規不登校児童生徒 (人) (%)	
	小	中	小	中	小	中	小	中
R 1	480 [4]	976 [41]	1.12%	4.82%	214 (44.6%)	559 (57.3%)	266 (55.4%)	417 (42.7%)
R 2	477 [13]	995 [67]	1.13%	4.88%	215 (45.1%)	566 (56.9%)	262 (54.9%)	429 (43.1%)
R 3	643 [8]	1260 [51]	1.55%	6.11%	255 (39.7%)	690 (54.8%)	388 (60.3%)	570 (45.2%)



傾向

- ・前年度比、小学校では34.8%、中学校では26.6%増加している。
- ・不登校の要因としては、小学校、中学校ともに「無気力・不安」が最も大きな割合を占めている。他に多いのが「親子の関わり方」、「学業の不振」、「友人関係をめぐる問題」である。
- ・校内適応指導教室の利用者数は年々増加している。(R2: 275人⇒R3: 356人)
- ・校外適応指導教室の利用者数は前年度より増加している。(R2: 140人⇒R3: 166人) 利用者のうち、学校に復帰または学校との併用ができた児童生徒が小学校63.8%、中学校61.9%である。
- ・不登校児童生徒が校外適応指導教室やフリースクール等に通うことで出席扱いとなった人数は年々増加している。(小学校81人、中学校132人)

対応

- ・教育相談等を通して児童生徒の日頃の様子を把握し、学校全体が共有できる体制を構築する。月欠席3日で「不登校のサイン」、月欠席5日で「不登校の状態」との認識のもと、学校は初期段階から積極的に対応していく。
- ・校内の支援としてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用し、医療福祉機関等の専門機関や校内・校外適応指導教室等とも積極的に連携を図り、支援の手が届かない不登校児童生徒をつくらないように対応していく。
- ・新規不登校を出さないための取組とともに、中学校の継続不登校生徒の家庭での生活状況を把握し、ICT機器の活用を含め、家庭や学校外での学びの保障を行っていく。
- ・校外適応指導教室(R2: 8教室⇒R3: 9教室⇒R4: 9教室)や校内適応指導教室(R2: 20教室 ⇒R3: 25教室⇒R4: 30教室)の積極的な利用を促し、一日も出席できない児童生徒数を減らしていく。

不登校の定義

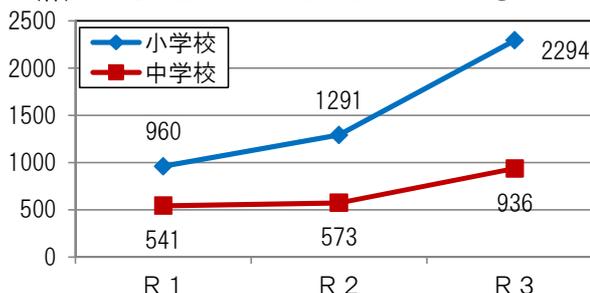
- ・何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)をいう。
- ・上記の定義に当てはまり、年間30日以上欠席した児童生徒の数を調査統計する。

3 いじめ

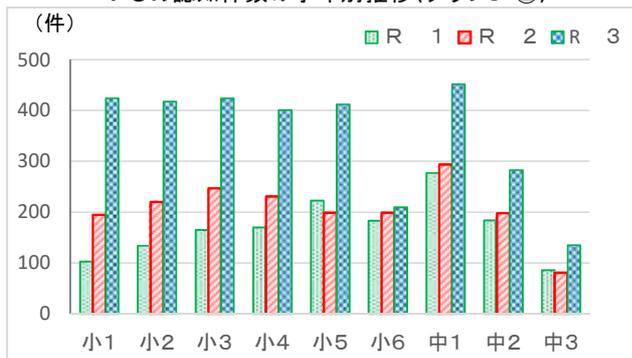
いじめの状況<表3>

項目 校種	認知件数(件)		解消件数(件)		解消率(%)	
	小	中	小	中	小	中
年度						
R1	960	541	562	336	58.5	62.1
R2	1291	573	897	382	69.5	66.7
R3	2294	936	1840	641	80.2	68.5

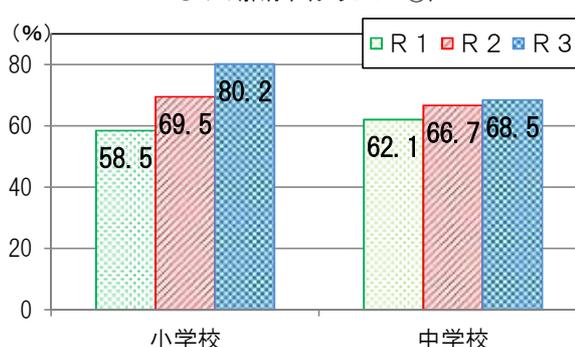
(件) いじめ認知件数の経年推移<グラフ3-①>



いじめ認知件数の学年別推移<グラフ3-②>



いじめの解消率<グラフ3-③>



傾向

- ・ 認知件数は、小中ともに増加している。小学校では前年度比77.7%、中学校では前年度比63.4%増加している。
- ・ いじめ認知件数が増加する一方、いじめの解消率も向上しており、小学校では前年度から10.7%、中学校では1.8%増加している。
- ・ いじめの態様については、小中学校ともに「冷やかしやからかい」が最も多いが(46.6%)、小学校では「軽くぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする」行為も大きな割合を占めている。(小学校33.4%)
- ・ SNS上での誹謗中傷は小・中学校ともに増加している。(R2：50件⇒R3：72件)

対応

- ・ 児童生徒間のトラブルに対して、積極的ないじめ認知と迅速な対応が認知件数と解消率を増加させている。今後も、いじめ認知をより積極的に行うよう、研修などを通じて職員への周知を徹底する。
- ・ 教師と児童生徒の信頼関係構築やいじめの未然防止の学級風土づくりに努める。
- ・ 「どの子にも、いじめは起こりうる」という危機感を持ち、アンケートを中心に児童生徒の心の声を拾う機会を増やし、いじめを訴えやすい相談体制を構築する。
- ・ 校内の「いじめ対策委員会」を機能させ学校体制での組織的対応に努める。
- ・ いじめ対策コーディネーター研修等を活用し、学校でのいじめの未然防止に向けた指導を充実させるとともに、人間関係の円滑化や対人スキルの向上を目指した活動を学校で行う。
- ・ いじめ防止対策推進法に則していじめに適切に対応するため、浜松市と学校の「いじめの防止等のための基本的な方針」の見直しを行う。また、法第28条に示された重大事態に対処するため、教育委員会に第三者委員会を新たに設置し、ケースに応じて調査を行い、いじめの解消に向けた措置を講ずる。
- ・ SNS上でのいじめについては、ネットパトロール事業(R1：1665件⇒R2：1846件⇒R3：1877件)の活用や情報モラル講座(R1：58回⇒R2：46回⇒R3：71回)を推進することで未然防止や早期発見に繋げる。

いじめの定義

- ・ 「いじめ」とは、学校に在籍する児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法平成25年6月制定】
- ・ 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的なものではなく、被害者の立場(主観主義)に立って、「いじめられていると感じる」ものをすべて、認知数として調査している。
- ・ 「いじめの解消」とは、いじめが止まっている状態が継続し(3か月を目安)、被害者が心身の苦痛を感じていないことが条件である。

令和3年度 園児・児童・生徒の交通事故状況と不審者情報について

健康安全課
幼児教育・保育課

1 交通事故状況

(1) 園児・児童生徒別件数 (単位：件)

年度	園児	児童	生徒	合計	前年度比
令和 元年度	3	126	59	188	△60
令和 2年度	2	116	69	187	△1
令和 3年度	0	91	52	143	△44

※交通事故件数は、園・学校から報告のあった件数。

※143 件のうち、死亡事故は 0 件。全治 1 か月以上の重傷事故は 18 件(児童 12 件、生徒 6 件)、全治 1 か月未満の事故は、125 件(児童 79 件、生徒 46 件)

(2) 事故の発生時間帯 (単位：件)

時間帯	園児	児童	生徒	合計	前年度比
登下校中	0	35 (38%)	38 (73%)	73 (52%)	△7
下校後	0	39 (43%)	6 (12%)	45 (31%)	△14
休日	0	17 (19%)	8 (15%)	25 (17%)	△23
合計	0 (100%)	91 (100%)	52 (100%)	143 (100%)	△44

(3) 事故時の交通手段 (単位：件)

手段	園児	児童	生徒	合計	前年度比
歩行中	0	40 (44%)	19 (36%)	59 (41%)	△1
自転車	0	36 (40%)	27 (52%)	63 (44%)	△32
自動車同乗中	0	15 (16%)	6 (12%)	21 (15%)	△11
合計	0 (100%)	91 (100%)	52 (100%)	143 (100%)	△44

(4) 傾向

- ・年間事故発生件数は、ここ数年減少傾向となっている。
- ・小中学校ともに自転車の事故が大幅に減少した。(R2:95 件→R3:63 件 △32)
- ・児童は下校後が 39 件と最も多く、登下校中も 35 件の事故が発生しており、全体の 8 割を占めている。生徒は登下校中 38 件の事故が約 7 割を占めている。

(5) 今後の対応

- ・小学校へは、短時間映像教材の活用や危険予知トレーニングなどへの取組を啓発するとともに、警察や交通安全協会とも連携して交通安全教室等により、児童自身による事故回避力の向上を引続き重点的に図っていく。
- ・中学校へは、交通法規の順守や自転車マナーの向上を重点に、警察や交通安全協会とも連携して引続き交通安全指導に取り組み、生徒の事故回避力や危険察知力の向上をより一層図っていく。

2 不審者状況

(1) 園児・学校別件数 (単位：件)

年度	幼稚園	小学校	中学校	合計	前年度比
令和元年度	0	29	13	42	△18
令和2年度	0	26	5	31	△11
令和3年度	0	17	3	20	△11

※不審者件数は、園・学校から報告のあった件数

(2) 出没時間帯 (単位：件)

時間帯	幼稚園	小学校	中学校	合計	前年度比
登下校中	0	8 (47%)	2 (67%)	10 (50%)	△11
下校後	0	7 (41%)	1 (33%)	8 (40%)	1
休日	0	2 (12%)	0	2 (10%)	△1
合計	0 (100%)	17 (100%)	3 (100%)	20 (100%)	△11

(3) 行為 (単位：件)

手段	幼稚園	小学校	中学校	合計	前年度比
声掛け	0	5 (29%)	0	5 (25%)	△8
近寄り・後追い	0	4 (23%)	2 (67%)	6 (30%)	2
撮影	0	3 (18%)	0	3 (15%)	0
露出	0	2 (12%)	0	2 (10%)	△3
接触	0	2 (12%)	1 (33%)	3 (15%)	△3
付近徘徊	0	1 (6%)	0	1 (5%)	1
合計	0 (100%)	17 (100%)	3 (100%)	20 (100%)	△11

(4) 傾向

- ・令和元年度以降、発生件数は減少傾向にある。
- ・小学校、中学校ともに、登下校中の発生や女子児童・生徒の被害が多い。
- ・「子供安全ネットワーク推進事業」による「ながら見守り」への登録者数が増えていることも犯罪抑止につながっていると考えられる。

(5) 今後の対応

- ・各警察署へ学校・幼稚園の管理職連絡先の提供を継続し、緊急時に迅速な対応ができるよう連絡体制を整える。
- ・登下校時は、なるべく複数人数で歩いたり、暗い道路は迂回したりすることなどを児童生徒に啓発し、危機回避力の向上を図っていく。
- ・引き続き「子供安全ネットワーク推進事業」の賛同者を募り、地域の防犯力の強化を図っていく。

令和3年度 通学路整備要望等に関する対応状況について

健康安全課
幼児教育・保育課

1 園・学校別要望状況

(単位：件)

	土木整備事務所	警察署	その他	合計
幼稚園	3	1	0	4
小学校	77	31	0	108
中学校	5	3	0	8
小中一貫校	0	0	0	0
合計	85	35	0	120

※土木整備事務所対応 ⇒ 注意喚起の看板・路面標示、歩道の設置や拡張、
グリーンベルトの設置、側溝への蓋の設置 など

※警察署対応 ⇒ 信号機の新設、横断歩道の新設・移設、交通規制の実施 など

2 整備要望件数の推移

(単位：件)

年度	要望数	前年度比
平成29年度	149	△13
平成30年度	110	△39
令和元年度	121	11
令和2年度	157	36
令和3年度	120	△37

※5年間は進捗状況を追跡し、対策が講じられるよう調整

3 要望に対する対応状況 (令和4年3月末時点)

(単位：件)

年度	対応済	対応不可	取り下げ	現在実施中	次年度対応	対応策検討中	合計
R3	57 (48%)	16 (13%)	2 (2%)	0 (0%)	33 (27%)	12 (10%)	120 (100%)

(1) 対応済 注意喚起の看板・路面標示、グリーンベルトの設置、側溝への蓋の設置
信号機の時間延長、横断歩道の新設・移設、一時停止の実施

(2) 対応不可

- ・土木整備事務所 6件 ⇒ 歩道の設置や拡張(3件)、道路の拡張や改良
ガードレールの設置、注意喚起の看板・路面標示
- ・警察署 10件 ⇒ 横断歩道新設(5件)、信号機の新設(3件)
一時停止の実施(2件)

※信号機や横断歩道の新設は警察署の所管であり、実際の交通事情等を鑑みて判断するため、対応困難な場合が多い。

関係機関との会議を実施し、土木整備事務所が代替策を実施している。

(3) 対応策検討中

- ・土木整備事務所 3件 ⇒ 歩道設置、道路の拡張や改良、水路への蓋掛け
- ・警察署 9件 ⇒ 横断歩道新設(8件)、信号機新設(1件)

4 通学路緊急点検について

令和3年6月に千葉県八街市において、下校中の児童が巻き込まれる交通死亡事故が発生したことを受け、浜松市通学路交通安全プログラムの体制を活用して「通学路緊急点検」を行い、整備・改善を実施。

(1) 緊急点検に対する対応状況 (令和4年3月末時点) (単位：件)

年度	対応済	対応不可	取り下げ	現在 実施中	次年度 対応	対応策 検討中	合計
R3	54 (82%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	7 (11%)	5 (7%)	66 (100%)

(2) 対応済 注意喚起の看板・路面標示、グリーンベルトの設置、側溝への蓋の設置
信号機の時間延長、車止めの設置

(3) 対応不可 なし

(4) 対応策検討中

- ・土木整備事務所 3件 道路拡張、歩道設置(2件)
- ・警察署 2件 横断歩道新設(2件)

博物館資料（備品）の紛失について

市民部文化財課

1 概要

- ・ 2021 年 12 月、重要物品「浜松城二の丸絵図」を含む資料（備品）6 点の紛失を委員会報告
※報告後、改めて検索した結果、1 点を発見（参考資料参照）
- (1) 2011 年度には「浜松城二の丸絵図」の所在不明を認識していたにも関わらず、調達課に不明を報告せず。
- (2) 2018 年度の物品検査において、「浜松城二の丸絵図」について、他の資料の箱を示すなど虚偽報告
- (3) 2020 年度まで、調達課に「不明物品なし」と虚偽報告
- (4) 2021 年度の物品検査において、調達課に「浜松城二の丸絵図」を含む資料（備品）6 点の不明を報告

2 原因

- (1) 資料管理の不徹底
- (2) 事務の属人化、公務員倫理の欠如

3 課題

- (1) 資料（本館に約 9 万点、分館等に約 7 万点）の全点把握及び受入台帳等の整備・電子化
- (2) 公務員意識の向上及びコンプライアンス遵守のための職員研修

4 資料整理方針

※本館所蔵の資料整理を最優先。分館等の資料整理は本館終了後に着手

【2022 年度実施予定】

- ・ 資料全点の名称及び細目の受入簿への記載
- ・ 配置図の整理
- ・ 先進施設事例の調査研究

【2023 年度実施予定】

- ・ 資料全点の名称及び細目の受入簿への記載
- ・ 配置図の整理
- ・ 電子台帳のプラットフォーム構築（仕様変更の検討）

【2024 年度以降実施予定】

- ・ 2024～2026 年度 詳細整理、資料目録などの作成と電子台帳への移行及び運用
- ・ 2027 年度～ 分館等の収蔵品整理

5 組織風土の改善を目指した職員倫理研修等の実施

- ・ 人事課研修教材（DVD）による職員倫理研修
- ・ 人事課研修資料を活用した館内ミーティング（職員間での討論）

6 再調査委員について

(1) 体制

①概要

区分	外部委員（地方自治法第174条に基づく専門委員）
根拠	要綱
委員	専門委員（4～5名）
その他	事務局＝市民部文化財課 総務部政策法務課経営推進担当

②外部委員（予定）

- ・ 浜松市博物館協議会委員（運営に対する諮問機関）
- ・ 博物館の管理運営手法検討アドバイザー
- ・ 弁護士（元検事もしくは元裁判官）
- ・ 公認会計士（公共団体の財産管理に精通するもの（包括外部監査の経験者））
- ・ 警察OB

(2) 調査目的

- ・ 博物館が収蔵していた資料の紛失、その後の調査報告等に対する再調査に関すること
- ・ 再発防止策に対する提言に関すること

(3) 調査期間及び方法

①調査期間（予定）

- ・ 2022年5月から2022年10月末（最長6か月程度）

②調査方法

- ・ 本事項に係る内部調査資料、関係者へのヒアリング等により実施



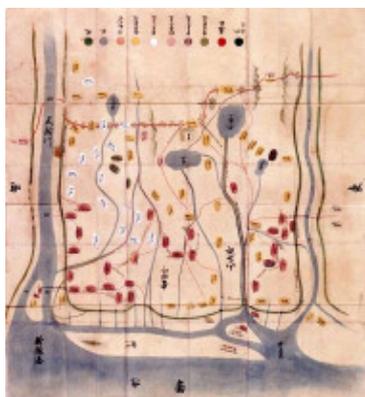
紛失した浜松市博物館資料（備品）の調査結果について

令和3年11月29日に紛失を公表した浜松市博物館が収蔵する資料6件について、紛失の時期や経緯に係る調査が終了しました。調査中に1件を発見したほかは情報提供もなく、紛失していることを再確認しました。調査結果は以下の通りです。

No.	品名等	区分	調査結果
1	とうかいどうめいしよずえ 東海道名所図会 1組	発見	博物館が所蔵する別の資料中に混在
2	いせごよみ (さとういおり) のうち1冊	紛失	紛失した時期や経緯は不明
3	えんしゅうごせんごくおんかえちず 遠州五千石御替地図 (川東領) 1枚	紛失	平成17年6月から7月まで遠州浜名五千石図が他館で展示された後、遅くとも平成23年の間のうちに紛失した可能性が高い。
4	えんしゅうはまなごせんごくず 遠州浜名五千石図 (浜名領) 1枚		
5	はまつじょうにまるえず 浜松城二の丸絵図 1枚		
6	きんばらめいぜんしよかん 金原明善書簡 1通	紛失	紛失した時期や経緯は不明

※No.3～No.5は、3枚まとめて風呂敷に包まれていた。

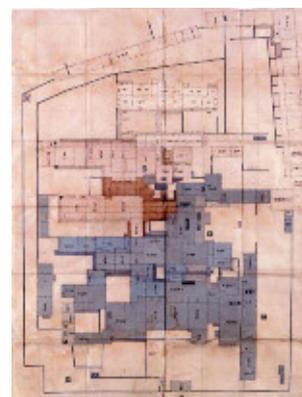
資料の紛失に至った原因については、資料管理の不徹底、セキュリティの不備、閉鎖的な組織風土の固着、職員の公務員倫理の意識不足などの要因が複合していると捉えられます。早急に改善できる課題については対策を講じるとともに、中長期的な課題については、今後の方針を定めた上で対応策を徹底し、再発防止に努めてまいります。



No. 3



No. 4



No. 5

調査結果の詳細

No.	品名等	購入年月日	購入金額
1	東海道名所図会 1組	昭和59年11月29日	120,000円

江戸時代の道中案内書。印刷されたもので6冊がセットになっている。

【事実関係確認結果】

所定の場所とは異なる未整理の寄贈資料の中から発見された。

No.	品名等	購入年月日	購入金額
2	伊勢暦（佐藤伊織）のうち1冊	昭和62年10月3日	50,000円

江戸時代から明治時代に作られた、月日、季節、日出日没、月の満ち欠け、六曜などを記した当時のカレンダー。45冊組であるが、そのうちの1冊（77番）のみ紛失。佐藤伊織は暦師の名。

【事実関係確認結果】

昭和62年10月に購入後、展示や貸出の履歴が確認できなかった。当該資料を見た職員もいないことから、紛失した時期や経緯は不明と結論づけられる。

No.3～No.5は風呂敷に包まれて同梱であったことからまとめて記載

No.	品名等	購入年月日	購入金額
3	遠州五千石御替地図（川東領）1枚	平成7年5月19日	721,000円

宝永9年（1681）、浜松藩領（藩主青山家の時代）の領地替えに伴い作成されたと想定できる絵図。次のNo.4と組み合うもの。大きさは139cm×109cm（概数）。No.3からNo.5は同梱であった。

No.	品名等	購入年月日	購入金額
4	遠州浜名五千石図（浜名領）1枚	平成7年5月19日	721,000円

宝永9年（1681）、浜松藩領の領地替えに伴い作成されたと想定できる絵図で、前のNo.3と組み合うもの。大きさは104cm×71cm（概数）。

No.	品名等	購入年月日	購入金額
5	浜松城二の丸絵図 1枚	平成7年5月19日	2,060,000円

浜松城内にあった二の丸御殿を描いた平面図。17世紀（藩主青山家の時代）。大きさは196cm×146cm（概数）。重要物品（取得価格が200万円以上）である。

【事実関係確認結果】

平成15年まで3点まとめて風呂敷に包まれていたことを複数の職員が証言。平成17年6月から7月に細江町歴史民俗資料館で開催された「姫街道」展にNo.4が貸し出された記録が確認できる。その後、浜松市博物館で平成23年11月から翌1月に開催された「城絵図」展の企画にあたり、No.5の出品が検討されたが所定の場所に収蔵されておらず、本企画での出品が見送られた。このことから、平成17年から遅くとも平成23年までに3点同時に紛失した可能性が高いと判断される。

No.	品名等	購入年月日	購入金額
6	金原明善書簡 1通	平成13年10月30日	26,250円

古文書の類。金原明善が前田正名（薩摩藩出身、明治期に地方の産業振興に尽力した人物）へ宛てた書簡。

【事実関係確認結果】

平成13年10月に購入後、展示や貸出の履歴が確認できなかった。当該資料を見た職員もいないことから、紛失した時期や経緯は不明と結論付けられる。

博物館の事業について

市民部文化財課

テーマ展「新指定文化財展」

会期及び開館時間

- ・会期 令和4年6月4日（土）から令和4年7月18日（月・祝日）まで
- ・時間 午前9時から午後5時まで

概要

文化財は、地域の歴史や文化を語る上で貴重な財産です。その中でも特に重要と考えられるものについては国や自治体が指定して保護を図っています。

今回の展示では、近年指定された市内の文化財を公開し、併せて当館の所蔵の指定文化財も展示します。

絹本着色南溪瑞間像
(令和4年市指定)



新文化財指定展

テーマ展

2022

6.4^①

↓
7.18^②

開館時間 /
午前9時～午後5時

観覧料 /
大人 310円
高校生 150円
中学生以下・70歳以上の方、
各種障がい者手帳をお持ちの方と
その介添えの方1名までは無料

休館日 / 月曜日



ジェームズ・ヘイトン号遭難事件関係資料
(令和3年市指定)

浜松市博物館
Hamamatsu City History Museum

テーマ展

新指定 文化財展

文化財は、地域の歴史や文化を語る上で貴重な財産です。その中でも特に重要と考えられるものについては国や自治体が指定、または登録して保護を図っており、浜松市にも、さまざまな分野にわたる多くの指定・登録文化財があります。今回の展示では、近年指定・登録された市内の文化財とその周辺の歴史や文化を紹介し、あわせて当館所蔵の指定文化財も一部展示いたします。

また、指定・登録文化財とは別に、浜松市認定文化財（浜松地域遺産）についても紹介いたします。展示を通して、郷土の歴史や文化の魅力を再発見していただければ幸いです。

ギャラリートーク

担当学芸員による展示解説

6月18日(土)、7月6日(水) 午後2時から30分程度

会場 浜松市博物館特別展示室

費用 無料(観覧料必要)

申込 不要



鯿口 至徳二年の陰刻銘あり
(令和3年県指定)



袈裟襷文銅鐸 中川滝峯七曲り2号鐸
(令和2年市指定)

第3回はまはく講座

ジェームズ・ペイトン号遭難事件関係の
古文書を読む

6月25日(土) 午前10時～11時30分

会場 浜松市博物館講座室

講師 橋本充悠(当館学芸員)

定員 35人(申込多数の場合抽選)

費用 無料(観覧料必要)

申込 当館HP申込フォームまたは往復はがき

(イベント名・氏名・連絡先を記載)で、5/24～6/9(必着)に博物館までお送りください。

※1枚のはがきでひとつのイベント、2名まで申込可能



報告会

新たに認定された「浜松地域遺産」

浜松市認定文化財(浜松地域遺産)制度や新たに認定された文化財について紹介します。

7月9日(土) 午前10時～11時

会場 浜松市博物館講座室

講師 文化財課職員

定員 40人(申込多数の場合抽選)

費用 無料(観覧料必要)

申込 当館HP申込フォームまたは往復はがき

(イベント名・氏名・連絡先を記載)で、5/24～6/20(必着)に博物館までお送りください。

※1枚のはがきでひとつのイベント、2名まで申込可能



浜松市博物館

Hamamatsu City History Museum

住所 / 〒432-8018 静岡県浜松市中区蛸塚四丁目22-1

TEL / 053-456-2208

E-mail / hamahaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市博物館

検索



●アクセス

- バス / JR浜松駅北口バスターミナル2番乗り場、遠鉄バス「蛸塚・佐鳴台」行→「博物館」下車
- 乗用車 / 東名浜松IC、東名浜松西ICから約30分(無料駐車場45台)

新型コロナウイルス感染症防止対策のため、入館時のマスク着用・手指消毒をお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症および天候などの状況に応じて、閉館および関連イベントを中止する場合があります。詳しくは市公式ホームページにてご確認ください。

